

お申込み内容
 ご契約いただいた内容

契約申込・契約締結日

□□□年□□月□□日

ご契約No.

注文者(お客様)

(ご住所)

(ご氏名)

様

(以下甲という)

請負者(住所) 兵庫県神戸市兵庫区大開通7丁目1-21

(会社名) LIXILリフォームショップ橋本建設

(代表者名) 橋本建設株式会社 リフォーム事業部

店長 梅中 直之

(電話番号) 078-578-0838

(以下乙という)

請負代金

※代金表示の先頭には必ず
金を記入すること

--	--	--	--	--	--	--

円(税込)

工事代金

円 消費税(10%)

円

工事件名										
対象商品										
メーカー名										
数量										
現場住所										
工事内容										
工事期間	着工	□□□	年	□□	月	□□	日	予定	《特記》新型コロナウイルス感染症の影響により延期になる場合があります。	
	完成	□□□	年	□□	月	□□	日	予定		
引渡日	□□□	年	□□	月	□□	日	予定			
契約形態	1.基本契約	2.追加	3.変更	4.その他()						
契約金	□□□	年	□□	月	□□	日		円	集金・振込・ローン	
着手金	□□□	年	□□	月	□□	日		円	集金・振込・ローン	
中間金	□□□	年	□□	月	□□	日		円	集金・振込・ローン	
最終金	□□□	年	□□	月	□□	日		円	集金・振込・ローン	
合計								円		

お申込内容通りに契約する場合は、この書面は、ご契約いただいた内容を明らかにする書面ともなります。

大切に保管してください。

(融資利用の特約)

第1条 注文者は、建築請負代金の一部に表記の融資金を利用する場合、速やかにその融資の申込み手続きを行います。

2 前項の融資が否認された場合、請負者は注文者との本契約を解除する事ができます。

3 前項により本契約が解除された場合、前2項にかかわらず、請負者は受領済の代金を無利子で、速やかに注文者に返還するものとします。

契約の申込または締結を担当した者、連絡先

(氏名)

(電話番号) 0120-19-5280

お申込み時・ご契約時の注意

- ①お客様が請負者の店舗以外の場所でお申込み又はご契約された特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」といいます)の適用を受ける場合、本書面を受領した日を含む5日間は、本書面の請負者宛、書面により本申込みの撤回(契約が成立した場合は解除)を行なうことができ、その効力は、書面を発信したとき(郵便消印有効)より生じます。
- ②上記①の記載に問わらず、お客様が、請負者が特定商取引法第6条第1項の規定に違反して本申込みの撤回又は契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認し、又は請負者が特定商取引法第6条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって本申込みの撤回又は契約の解除を行ななかった場合には、当該請負者が交付した特定商取引法第6条第1項の書面を本申込み又は契約をされたお客様が受領した日を含む8日間は、お客様は上記①の方法により本申込みの撤回(契約が成立した場合は解除)を行うことができ、その効力は、書面を発信したとき(郵便消印有効)より生じます。
- ③上記①及び②による撤回、解除の場合、お客様は既に行われた工事につき費用の負担はなく、また、既に工事代金を支払っている場合は、速やかに、その全額の払い戻しを受けることができます。また、工事に使用する商品がお客様に引渡しがなされている時は、その引き取りに要する費用は請負者の負担とします。さらに、建物等の現状回復を無償で行なうよう求めることができます。なお、お客様が本申込みの撤回(又は契約の解除)に伴い請負者から損害賠償又は違約金の請求を受けることはありません。
- ④商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金額の支払義務はあります。又、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はあります。
- ⑤ご契約時に締結する工事請負契約書には、次のとおり工事目的物に契約不適合がある場合の請負者の責任に関する定めが記載されています。

工事・中止・費用

(洋式法2)

第19条 (契約不適合責任)

- 第1項 甲は、引渡しを受けた本契約の目的物が、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないとき(以下「契約不適合」といいう。数量に関する契約不適合とは確定設計図書の内容に照らし、施工数量又は施工面積等が不足する状態にあることをいう)は、当該契約不適合が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、別紙の保証書に従い、乙に対し、相当の期間を定めて本契約の目的物の修補による履行の直ちに請求をすることができるものとする。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法により修補することができる。また、契約不適合が重要でなく、かつ、修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を求めることができない。

第2項 前項に基づき甲が修補請求をした場合において、相当の期間内に乙が修補を行わないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて、請負代金の減額を請求することができる。

第3項 前項の規定にかかわらず、第1項本文に定める場合において、次の各号に該当するときは、甲は、直ちに請負代金の減額を請求することができるものとする。

(1)修補が不可能であるとき。(2)第1項但書後段により修補を求めることができないとき。

(3)乙が修補を拒絶する意思を明確に表示したとき。(4)乙が修補を行なう見込みが無いことが明らかであるとき。

第4項 諸段落による請負代金の減額は、原則として契約不適合に係る修補費用を基準として行なうものとし、甲が修補を求めることができないときその他の修補費用の算定が困難であるときは、請負代金内訳書の単価を参考に算定した契約不適合による価値減損分を基準として行なう。

第5項 甲は、引渡しを受けた本契約の目的物の契約不適合により損害を被ったときは、乙にその損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することのできない事由により生じたときはこの限りではない。

第6項 甲は、別紙の保証書に定める保証期間内に契約不適合の通知をしなかったときは、乙に対し、その契約不適合を理由として、前各項に定める権利その他の権利に係る甲の権利を行使することができないものとする。

⑥ ご契約時に締結する工事請負契約書には、次のとおり契約の解除に関する定めが記載されております。

(洋式法2)

第15条 (甲の中止・解除権)

甲は、契約締結後工事完成前までは、乙に書面により通知することにより、工事を中止し、又は契約を解除することができるものとし、これによって生じる乙の損害(これまでに要した費用及び逸失利益を含むがこれに限られない)を賠償するものとする。

第16条 (乙の中止または解除権)

第1項 乙は、以下のいずれかに該当する場合には、工事を中止し、又は契約を解除することができる。

(1)甲が請負代金の支払を遅延し、甲が相当の期間を定めて警告しても履行しないとき。

(2)乙の責めに帰しない事由による工事の延期または中止期間が工事の3分の1以上又は1ヶ月以上になったとき。

(3)甲が工事内容を著しく減少したため、請負代金が3分の1以上減少したとき。

(4)甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が困難となつたとき。

(5)甲が請負代金の支払い能力をなくことが明らかとなつたとき。

(6)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴会派その他の反社会的勢力に属する、または関係があると認められるとき。

(7)その他の本契約の履行を阻害する事由が発生したとき。

第2項 前項の規定は、受注者の発注者に対する工事請負部分及び注文請負工事材料に関する請負代金相当額の請求及び損害賠償の請求を妨げない。

第17条 (融資利用)

第1項 甲は、請負代金の一端に充当するため乙の加盟店するフランチャイズチェーンの本部(以下「FC本部」といいます)が指定する金融機関からの融資(以下「融資」といいます)を利用する場合、この契約締結後やかに融資に必要な手続きを行なうものとする。

第2項 前項の場合で万一融資の承認が得られないときは、その理由のいかんを問わず、甲乙いずれか一方より本契約を解除することができる。この場合、乙が既に受領済の請負代金がある場合は、乙は当該受領済請負代金の全額を無利子で、返却するものとする。

※「お申込み内容」は、当社が申込みを承認後、「契約の内容を明らかにした書類」となります。お申込み内容の書類の記載事項と本書面の内容は重要なものとなりますので、十分にお読み下さい。

※次のような場合にはクーリングオフの権利行使はできません。

ア)お客様(注文者)がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様(注文者)が自らご請求によりご自宅での申込み又は契約を行なった場合等。

イ)壁紙などの消耗品を使用(最小包装単位)又は、3,000円未満の現金取引。

お申込み内容
ご契約いただいた内容

契約申込・契約締結日

□□□年□□月□□日

ご契約No.

注文者(お客様)

(ご住所)

(ご氏名)

様

(以下甲という)

請負者(住所) 兵庫県神戸市兵庫区大開通7丁目1-21

(会社名) LIXILリフォームショップ橋本建設

(代表者名) 橋本建設株式会社 リフォーム事業部

店長 梅中 直之

(電話番号) 078-578-0838

(以下乙という)

請負代金

*代金表示の先頭には必ず
金を記入すること

--	--	--	--	--	--	--

円(税込)

工事代金

円 消費税(10%)

円

工事件名													
対象商品													
メーカー名													
数量													
現場住所													
工事内容													
工事期間	着工	□	□	□	年	□	□	月	□	□	日	予定	《特記》新型コロナウイルス感染症の影響により延期になる場合があります。
	完成	□	□	□	年	□	□	月	□	□	日	予定	
引渡日		□	□	□	年	□	□	月	□	□	日	予定	
契約形態	1.基本契約	2.追加	3.変更	4.その他()									
契約金	□	□	□	年	□	□	月	□	□	日	□	円 集金・振込・ローン	
着手金	□	□	□	年	□	□	月	□	□	日	□	円 集金・振込・ローン	
中間金	□	□	□	年	□	□	月	□	□	日	□	円 集金・振込・ローン	
最終金	□	□	□	年	□	□	月	□	□	日	□	円 集金・振込・ローン	
合計											円		

お申込内容通りに契約する場合は、この書面は、ご契約いただいた内容を明らかにする書面ともなります。
大切に保管してください。

(融資利用の特約)

第1条 注文者は、建築請負代金の一部に表記の融資金を利用する場合、速やかにその融資の中込み手続きを行います。

2 前項の融資が否認された場合、請負者は注文者との本契約を解除する事ができます。

3 前項により本契約が解除された場合、前2項にかかわらず、請負者は受領済の代金を無利子で、速やかに注文者に返還するものとします。

契約の申込または締結を担当した者、連絡先

(氏名)

(電話番号) 0120-19-5280

工事請負契約書

□年□月□日

収入印紙

(工事内容追加変更確認書)

ご契約No. □□□□□□□□□□

発注者及び請負者は、この工事請負契約書及び別紙の
工事請負契約約款に基づき、工事請負契約書を締結します。

注文者(お客様)

(ご住所)

(ご氏名)

様



(以下甲という)

請負者(住所) 兵庫県神戸市兵庫区大開通7丁目1-21

(会社名) LIXILリフォームショップ橋本建設

(代表者名) 橋本建設株式会社 リフォーム事業部

店長 梅中 直之

(電話番号) 078-578-0838



(以下乙という)

請負代金

*代金表示の先頭には必ず
金を記入すること

--	--	--	--	--	--	--

円(税込)

工事代金

円 消費税(10%)

円

工事件名												
対象商品												
メーカー名												
数量												
現場住所												
工事内容												
工事期間	着工	□	□	□	年	□	□	月	□	日	予定	《特記》新型コロナウイルス感染症の影響により延期になる場合があります。
	完成	□	□	□	年	□	□	月	□	日	予定	
引渡日	□	□	□	年	□	□	月	□	日	予定		
契約形態	1.基本契約	2.追加	3.変更	4.その他()								
契約金	□	□	□	年	□	□	月	□	日		円	集金・振込・ローン
着手金	□	□	□	年	□	□	月	□	日		円	集金・振込・ローン
中間金	□	□	□	年	□	□	月	□	日		円	集金・振込・ローン
最終金	□	□	□	年	□	□	月	□	日		円	集金・振込・ローン
合計											円	
備考												

(融資利用の特約)

第1条 注文者は、建築請負代金の一部に表記の融資金を利用する場合、速やかにその融資の申込み手続きを行います。

2 前項の融資が否認された場合、請負者は注文者との本契約を解除する事ができます。

3 前項により本契約が解除された場合、前2項にかかわらず、請負者は受領した代金を無利子で、速やかに注文者に返還するものとします。

※個人情報保護法に関することは、別紙に記載しております。

工事請負契約約款

- | | | | |
|------|--|--|--|
| 第1条 | 〔範例〕甲及び乙は、互いに協力して信義を守り、誠実に甲乙間の工事請負契約書及びこの契約（以下総称してこの契約といふ）を履行する。 | 第17条 | 〔権利利用〕 |
| 第2条 | 〔請負金〕乙はこの工事の開発及び仕様書により、表記の請負代全額をもって、表記工事期間内に工事を完了しなければならない。乙はこの契約の締結地であっても開発または仕様書について、隠匿を生じたとき、または過失でないと認められたときは、その部分の着手前にあらかじめ申し出。甲の指示を受け、必要なもののは甲乙協議して定める。乙は契約締結際にして、工事費内訳明書及び工程表を甲に提出してその承認を受けなければならない。 | 第18条 | 〔請負金の履行〕甲は、請負金の一部に充当するため乙の加盟店アーティストの本店（以下「丁子本店」という）が指定する金融機関からの融資（以下「融資」といふ）を利用する場合、この契約締結後速やかに顧客に必要な手続を行うものとする。 |
| 第3条 | 〔一括委任と一括賃貸〕乙は、別途法令に定めのない限り、あらかじめ甲の書面による承諾を得ることなく工事の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができる。 | 第19条 | 前項の場合で万一賃貸の承諾が得られないときは、その理由のいかんを問わず、甲乙いずれか一方よりこの契約を解除することができる。この場合、乙が既に受領済の請負代金がある場合は、乙は当該受領済の請負代金の全額を無料にて、速やかに甲に返還するものとする。 |
| 第4条 | 〔権利義務の承継等〕甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利義務を第三者に承継させ、または契約の目的物や工事現場に搬入した機械及び工事材料などを充當し、貸与し、もしくは抵当権その他の担保の目的物に抵するることはできない。 | 第20条 | 〔完成の既成〕乙は工事完成後、甲の支払遅延その他の正当な理由がある場合を除き、速やかに甲に引渡しを行ふものとし、乙の定める書式により甲乙間ににおいて「工事完了確認受領書」及び「工事完了お引渡書」を締結するものとする。 |
| 第5条 | 〔支給日割〕甲は、乙の書面の書面による承諾を得ずに、甲の支給材料によって乙にリフォーム工事を施工させることはできない。 | 第21条 | 〔契約不適合責任〕 |
| 第6条 | 〔工事の変更〕中止等〕甲は、特定取引に關する法律又は「特定取引引込法」という、その他の法令及びこの契約に基づく権利を有す旨を陳述し、原則として工事内容を変更し、または工事着手を延期し、もしくは工事の一時中止の申し出をしないものとする。乙は甲にやむをえない事情があると認められる場合に限り、これらの甲の申し出を調査をもって協議するものとし、甲の申し出の内容によつて請負代金または工賃を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、工事内容追加又は減免請求を取り交換するものとする。またこれにより乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならぬ。その賠償額は甲乙協議して定める。 | 第1項 | 甲は、引渡しを受けた本契約の目的物が、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないとき（以下「契約不適合」とい）、暨量に関する契約不適合とは確定設計図書の内容に照らし、施工段階又は施工箇所等が不一致する状況にあることをいふ）。当該契約不適合が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合は除き、顧客の保証書に従い、乙に対し、相当の範囲を定めて本契約の目的物の修繕による履行の追及請求をすることができるものとする。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が納入した方法と異なる方法により修繕することができる。また、契約不適合が重複でなく、かつ、修繕に過分の費用を要するときは、甲は修繕を求めることができない。 |
| 第7条 | 〔乙の請求による工期の延長〕乙は、工事に支障を及ぼす天候の不順、その他乙の責に帰することのできない事由または新規工事により、工期内に工事を完成することができないときは甲に対して、遅延なくその事由を明示して工事の延長を求めることが可能である。この場合、その延長日数は甲乙協議して定める。 | 第2項 | 前項に基づき甲が修繕請求をした場合において、相場の範囲内に乙が修繕を行わないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて、請負代金の減額を請求することができる。 |
| 第8条 | 〔請負代金の変更〕工区内に粗悪公課、税額、賃金等の変動により、請負代金が明らかに不適当であると認められるに至ったときは、乙は甲に請負代金の変更を求めることができる。この場合、請負代金の変更については甲乙協議して定める。 | 第3項 | 前項の規定にかかわらず、第1項本文に定める場合において、次の各号に該当するときは、甲は、直ちに請負代金の減額を請求することができるものとする。 |
| 第9条 | 〔一般的損害〕第11条〔不可抗力による損害〕を除き、工事完成引渡しまでに工事目的物または工事現場に搬入した検査済みの工事材料その他の施工等について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。 | （1）修繕が不可能であるとき。
（2）第1項引渡後段により修繕を求めることができないとき。
（3）乙が修繕を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（4）乙が修繕を行ふ見込みが無いことが明らかであるとき。 | |
| 第10条 | 〔第三者の損害〕乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責を負う。但し、賃金・傷害・鳥害その他の通常工事に伴つて発生する事由又は、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。 | 第4項 | 前2項による請負代金の減額は、原則として契約不適合に係る修繕費用を標準として行うものとし、甲が修繕を求めることができないときその他の修繕費用の算定が困難であるときは、請負代金内訳書の単価を顧客に算定した契約不適合による修繕費用割合を基準として行う。 |
| 第11条 | 〔不可抗力による損害〕天災その他の甲のいざれにもその責を負することができない事由によって工事目的物、または工事現場に搬入した検査済みの工事材料について損害を生じたときは、甲及び乙は、事態発生後通常なくその状況を相手方に通報しなければならない。この損害については、乙が善良な管理者の注意義務を履行したと認められるときに限り、その損害額が請負代金の10分の1を越えるものについては、その超過額を甲が負担する。火災保険その他の損害をてもん補するものがあるときは、それらの額を控除したものを上記の損害額とする。 | 第5項 | 甲は、引渡しを受けた本契約の目的物の契約不適合により損害を被ったときは、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。但し、当該契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することのできない事由により生じたときはこの限りではない。 |
| 第12条 | 〔瑕疵工事〕乙が甲より瑕疵工事の申込みを受けた場合は、設計・施工に先立つて乙は契約の対象となる甲の建物を事前に調査しなければならない。なお当該調査にもかかわらず乙が調査時点で建築業界一般に普及している調査方法・技術によって十分な注意を払つて調査してもなお、発見できなかつた既存建物の不適合が発覚する事由において是認され、これに伴う損失、補修に相應の費用及び工賃を要する場合、乙はこの費用及び工賃の支拂を甲に請求することができる。 | 第6項 | 甲は、調査の保証書に定める保証期間内に契約不適合の通知をしなかつたときは、乙に対し、その契約不適合を理由として、前各項に定める権利その他の該当契約不適合に係る甲の権利を行使することができないものとする。 |
| 第13条 | 〔検査等〕乙は、工事が完了したときは、甲の立ち合いのもとに検査を行ふ。検査に合格しないときは、乙は工事内にこれを遮断または改道して甲の検査を受ける。乙は、引渡期日までに、仮設物の取り払いその他の跡跡片付けなどの処理を行なわなくてはならない。 | 第20条 | 〔個人情報の取扱いに関する同意〕甲は、個人情報の取扱いに関する同意する。 |
| 第14条 | 〔履行遅延賠償金〕乙が、乙の責に帰すべき事由により、引渡日までに工事の完成引渡しができないときは、甲は遅延日数について請負代金から工事請負部分及び加工又は仕込み料等に係る請負代金相当額を控除した金額の年6%に相当する前の遅延金を乙に請求するが、又は法令に基づく損害賠償請求書を乙に付して行うことができる。また甲が請負代金の支払い（前払金または部分払いの支払いを含む）を拒否しているときは、乙はその遅延賠償金につき、年6%の遅延の遅延損害金を甲に請求することができる。この場合、乙は甲の履行がなされるまでの間、工事目的物の引渡しを拒むことができる。なお、この間ににおいて乙が自己のものと同一の任意をして管理してもなお工事目的物に損害が生じたときは、その損害は甲が負担するものとし、また、工事目的物の引渡しまで管理のため要した費用は甲の負担とする。 | （1）乙が、この契約の履行及び工事代金の回収のため、甲の個人情報を利用すること。
（2）乙が、FC本部に対して、甲のために行なった工事及びアフターメンテナンスに関する情報。甲のこの契約に従事する客観的事実に基づく情報をもとに甲の個人情報を提供、登録すること。 | |
| 第15条 | 〔甲の中止・解除権〕 | （3）乙及びFC本部が、甲に適合工事業、職別工事業（設備工事業を除く）及び設備工事業、また、乙及びFC本部が行う事業における商品、サービスに関する情報を提供するために甲の個人情報を利用すること。 | |
| | 甲は、契約締結後工事完成前までは、乙の書面により通知することにより、工事を中止し、又は契約を解除することができるものとし、これによって生じる乙の損害（それまでに要した費用及び過失利益を含むがこれに限られない。）を賠償するものとする。 | （4）この契約に係る取引上の判断にあたり、甲の支払能力の調査のため、信用情報機関に提出、確認し、甲の個人情報を信用情報機関に提供すること。 | |
| 第16条 | 〔乙の中止または解除権〕 | （5）甲の個人情報が、FC本部が提出する損害保険会社及びその代理店に提供、登録されこれらの方により、この契約に基づく工事の損害賠償に際する事項に利用されること。 | |
| | 甲は、乙に対して乙が持つ甲の個人情報を示すよう請求することができる。 | （6）甲の個人情報が、FC本部から情報処理委託者に提供され、贞誠情報処理委託者においてFC本部の委託に基づき適正に管理、処理されること。 | |
| | （7）前各号のほか、個人情報の規制に関する法律に従い、乙及びFC本部が、甲の個人情報を取扱うこと。 | （8）前各号のほか、個人情報の規制に関する法律に従い、乙及びFC本部が、甲の個人情報を取扱うこと。 | |
| 第17条 | 〔甲の中止・解除権〕 | 第21条 | 〔個人情報の開示、訂正、削除〕 |
| | 甲は、契約締結後工事完成前までは、乙の書面により通知することにより、工事を中止し、又は契約を解除することができるものとし、これによって生じる乙の損害（それまでに要した費用及び過失利益を含むがこれに限られない。）を賠償するものとする。 | 第1項 | 甲は、乙に対して乙が持つ甲の個人情報を示すよう請求することができる。 |
| | （1）甲は、乙が持つ甲の個人情報を示すよう請求することができる。 | 第2項 | 前項の開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになつた場合は、甲は、乙に付して当該情報の訂正、追加または削除の請求ができる。 |
| 第18条 | 〔請負金の履行〕 | 第22条 | 〔官庁印刷物の送付等営業案内の中止の申し出〕甲は、乙に対して、乙及びFC本部による商品、サービスに関する情報の通知を中止するまち申し出ることができる。 |
| | （2）乙が請負金の支払い能力を失くすことが明らかとなつたとき。 | 第23条 | 〔輸送の解消〕この契約について紛争が生じたときは、当事者は乙の本店所在地又は工事物件所在地を管轄する裁判所で紛争解決を図るものとする。 |
| | （3）甲が工事内容を著しく減少したため、請負代金が3分の1以上減少したとき。 | 第24条 | 〔届出〕この契約書及び契約に定めてない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めることとする。 |
| | （4）甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が阻害となつたとき。 | | 以上この契約の添付して本件を組成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。 |
| | （5）甲が請負代金の支払い能力を失くすことが明らかとなつたとき。 | | 下記のとおり「連絡・施設・工具・機器・人材」 |
| | （6）暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、組合員その他の反社会的勢力を構成する。または構成があると認められるとき。 | | |

工事請負契約書

□□□年□□月□□日

取扱印紙

(工事内容追加変更確認書)

ご契約No. □□□□□□□□□□

発注者及び請負者は、この工事請負契約書及び別紙の
工事請負契約書に基づき、工事請負契約書を締結します。

注文者(お客様)

(ご住所)

(ご氏名)

様



(以下甲という)

請負者(住所) 兵庫県神戸市兵庫区大開通7丁目1-21

(会社名) LIXILリフォームショップ橋本建設

(代表者名) 橋本建設株式会社 リフォーム事業部

店長 梅中 直之

(電話番号) 078-578-0838



(以下乙という)

請負代金

*代金表示の先頭には必ず
金を記入すること

--	--	--	--	--	--	--

円(税込)

工事代金

円 消費税(10%)

円

工事件名													
対象商品													
メーカー名													
数量													
現場住所													
工事内容													
工事期間	着工	□	□	年	□	□	月	□	□	日	予定	《特記》新型コロナウイルス感染症の影響により延期になる場合があります。	
	完成	□	□	年	□	□	月	□	□	日	予定		
引渡日	□	□	年	□	□	月	□	□	日	予定			
契約形態	1.基本契約	2.追加	3.変更	4.その他()									
契約金	□	□	年	□	□	月	□	□	日		円	集金・振込・ローン	
着手金	□	□	年	□	□	月	□	□	日		円	集金・振込・ローン	
中間金	□	□	年	□	□	月	□	□	日		円	集金・振込・ローン	
最終金	□	□	年	□	□	月	□	□	日		円	集金・振込・ローン	
合計													円

備考

(融資利用の特約)

- 注文者は、建築請負代金の一部に表記の融資金を利用する場合、速やかにその融資の申込み手続きを行います。
- 前項の融資が否認された場合、請負者は注文者との本契約を解除する事ができます。
- 前項により本契約が解除された場合、前2項にかかわらず、請負者は受領した代金を無利子で、速やかに注文者に返還するものとします。

*個人情報保護法に関することは、別紙に記載しております。

工事請負契約約款

- | | | |
|------|---|---|
| 第1条 | (締約)甲及び乙は、互いに協力して利益を守り、誠実に甲乙間の工事請負契約書及びこの契約(以下締約してこの契約といふ)を履行する。 | 17)委託の勘定契約の履行を阻害する事由が発生したとき |
| 第2条 | (請負者)乙はこの工事の圖面及び仕様書により、表記の請負代金をもって、表記工事期間内に工事を完了しなければならない。乙はこの契約の締結後であっても圖面または仕様書について、疑いを感じたとき、または適当でないと認めたときは、その部分の着手前にあらかじめ申し出。甲の指示を受け、重要なものは甲乙協議して定める。乙は契約締結に際して、工事費内訳明細書及び工程表を甲に提出してその承認を受けなければならない。 | 第2項 顧客の規定は、受注者の登録者に対する工事請負部分及び注文済工事等に掲げる請負代金相当額の請求及び損害賠償の請求を妨げない。 |
| 第3条 | (一括委任と一括賃貸)乙は、別途法令に定めのない限り、あらかじめ甲の書面による承諾を得ることなく工事の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または譲け負わせることができる。 | 第17条 (権利の利用) |
| 第4条 | (権利義務の承継等)甲及び乙は、相手方の書面による承認を得なければ、この契約から生ずる自己の権利義務を第三者に承継させ、または契約の目的物や工事現場に購入した検査済みの工事材料などを売却し、貸し出し、もしくは其当時の他取扱の目的物に供することはできない。 | 第1項 甲は、請負代金の一部に充当するためこの附則するフランチャイズチェーンの本部(以下「FC本部」といふ)が指定する金融機関からの融資(以下「融資」といふ)を利用する場合、この契約締結段階から融資に必要な手続きを行なうものとする。 |
| 第5条 | (支給材料)甲は、乙の事前の書面による承諾を得ずに、甲の支給材料によって乙にリフォーム工事を施工させることはできない。 | 第2項 領域の場合で万一融資の承認が得られないときは、その理由のいかんを問わず、甲乙いずれか一方よりこの契約を解消することができる。この場合、乙が既に受領済の請負代金がある場合は、乙は当該受領済の請負代金の全額を無料で、速やかに甲に返還するものとする。 |
| 第6条 | (工事の変更、中止等)甲は、特定箇所引取に開く法律(以下「特定箇所引取法」といふ)その他の法令及びこの契約に基づき権利を有する場合を除き、單獨として工事内容を変更し、または工事着手を延期し、もしくは工事の一時中止の申し出をしないものとする。乙は甲にやむをえない事情があると認められる場合に限り、これらの甲の申し出を誠意をもって協議するものとし、甲の申し出の内容によって請負代金または工期を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、工事内容追加変更確認書を取り交換するものとする。またこれにより乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならず、その賠償額は甲乙協議して定める。 | 第18条 (完成引渡し)乙は工事完成後、甲の支払済満了の他正当な理由がある場合を除き、速やかに甲に引渡しを行なうものとし、乙の定める書式により甲乙間ににおいて「工事完了確認書類」及び「工事完了お引渡書」を締結するものとする。 |
| 第7条 | (乙の請求による工事の延滞)乙は、工事に支障を及ぼす天候の不具、その他の乙の責に帰することができない事由または通常の事由により、工期内に工事を完成することができないときは甲に対して、遅延なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は甲乙協議して定める。 | 第19条 (契約不適合責任) |
| 第8条 | (請負代金の変更)工期内に相場公課、物価、賃金等の変動により、請負代金が明らかに不適当であると認められるに至ったときは、乙は甲に請負代金の変更を求めることができる。この場合、請負代金の変更については甲乙協議して定める。 | 第1項 甲は、引渡しを受けた本契約の目的物が、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないとき(以下「契約不適合」といふ)、数量に関する契約不適合とは確定設計図面の内容に關らず、施工後量又は施工面積等が不足する状態にあることをいう)は、当該契約不適合が甲の責めに起すべき事由により生じた場合は除き、別紙の保証書に従い、乙に対し、該当の期間を定めて本契約の目的物の修理による履行の適否請求をすることができるものとする。ただし、乙は、甲に不担当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法により修繕することができる。また、契約不適合が重要でなく、かつ、修繕に過分の費用を要するときは、甲は修繕を怠ることができない。 |
| 第9条 | (一般的損害)第10条(不可抗力による損害)を除き、工事完成引渡しまでに工事目的物または工事現場に購入した検査済みの工事経費その他施工等について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。 | 第2項 管理に基づき甲が修繕請求をした場合において、相当の期間内に乙が修繕を行わないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて、請負代金の減額を請求することができる。 |
| 第10条 | (第三者の損害)乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責を負う。但し、騒音・振動・臭気その他の通常工事に伴って発生する事由は、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。 | 第3項 前項の規定にかかるわらず、第1項本文に定める場合において、次の各号に該当するときは、甲は、直ちに請負代金の減額を請求することができるものとする。 |
| 第11条 | (不可抗力による損害)天災その他甲乙のいずれにもその責を帰することができない事由によって工事目的物。または工事現場に購入した検査済みの工事材料について損害を生じたときは、甲及び乙は、事態発生後遅滞なくその状況を相手方に通知しなければならない。この損害については、乙が善良な管理者の注意義務を履行したと認められるときに限り、その損害額が請負代金の10分の1を超えるものについては、その超過額を甲が負担する。火災破壊その他損害をても負担するものがあるときは、それらの額を指揮したものを上記の損害額とする。 | (1)修繕が不可能であるとき。
(2)第1項前項各款により修繕を求めることができないとき。
(3)乙が修繕を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(4)乙が修繕を行う見込みが無いことが明らかであるとき。 |
| 第12条 | (地盤改良工事)乙が甲より地盤改良工事の申込みを受けた場合は、設計・施工に先駆けて乙は契約の対象となる甲の建物を事前に調査しなければならない。なお当該調査にもかかわらず乙が調査時点で建築業第一般に普及している調査方法・技術によって十分な注意を払って調査しててもなお、免責できなかった既存建物の不都合が地盤改良工事において発見され、これに伴う修繕、修繕に相当の費用及び工期を要する場合、乙はこの費用及び工期の変更を甲に請求することができる。 | 第4項 前2項による請負代金の減額は、原則として契約不適合に係る修繕費用を基準として行なるものとし、甲が修繕を求めることができないときその他の修繕費用の算定が困難であるときは、請負代金内訳書の単価を参考に算定した契約不適合による修繕割合を基準として行なう。 |
| 第13条 | (検査等)乙は、工事が完了したときは、甲の立ち会いのもとに検査を行う。検査に合格しないときは、乙は工期内にこれを修繕または改造して甲の検査を受ける。乙は、引渡期日までに、仮設物の取り払いその他の跡跡片付けなどの処置を行なわなくてはならない。 | 第5項 甲は、引渡しを受けた本契約の目的物の契約不適合により損害を蒙ったときは、乙にその損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が、本契約及び取引上の社会道徳に照らして乙の責めに帰することのできない事由により生じたときはこの限りではない。 |
| 第14条 | (履行遅滞の罰金)乙が、乙の責に帰すべき事由により、引渡期日までに工事の完成引渡しができないときは、甲は通常日数について請負代金から工事請負部分及び加工又は仕込み料等に關する請負代金相当額を控除した金額の年4%に相当する額の過剰金を乙に請求する。又は往々に基づく損害賠償請求を乙に対して行なうことができる。また甲が請負代金の支払い(前払金または部分支払いの支払いを含む)を遅滞しているときは、乙はその遅滞金額につき、年4%の割合の遅延損害金を甲に請求することができる。この場合、乙は甲の銀行がなされるまでの間、工事目的物の引渡しを控むことができる。なお、この間ににおいて乙が自己のものと同一の注意をして管理してなるか工事目的物に損害が生じたときは、その損害は甲が負担するものとし、また、工事目的物の引渡しまで管理のため要した費用は甲の負担とする。 | 第6項 甲は、別紙の報証書に定める保証期間内に契約不適合の通知をしなかったときは、乙に対し、その契約不適合を理由として、前各項に定める権利その他の該契約不適合に係る甲の権利を行使することができないものとする。 |
| 第15条 | (甲の中止・無効化) | 第20条 (個人情報の取扱いに関する同意)甲は、個人情報の取扱いに関し、以下の内容に同意する。 |
| | 甲は、契約締結後工事完成前までは、乙に書面により通知することにより、工事を中止し、又は契約を解消することができるものとし、これによって生じる乙の損害(それまでに要した費用及び過失利益を含むがこれに限られまい)を賠償するものとする。 | (1)乙が、この契約の履行及び工事代金の回収のため、甲の個人情報を廃棄すること。
(2)乙が、FC本部に対して、甲のために行なった工事及びアフターメンテナンスに関する情報、甲のこの契約に関する客観的事実に基づく情報をらばに甲の個人情報を提供、隠匿すること。
(3)乙及びFC本部が、甲に適合工事業、職業工事業(設備工事業を除く)及び設置工事業、また、乙及びFC本部が行う事業における商品、サービスに関する情報を提供するために甲の個人情報を利用すること。
(4)この契約に係る取引上の判断にあたり、甲の支払能力の調査のため、信用情報機関に照会、確認し、甲の個人情報を信用情報機関に提供すること。
(5)甲の個人情報が、FC本部が提供する損害保険会社及びその代理店に提供、登録されこれまでの者により、この契約に基づく工事の損害保険に関する事項に利用されること。
(6)甲の個人情報が、FC本部から情報処理委託業者に提供され、当該情報処理委託業者においてFC本部の委託に基づき適正に管理、処理されること。
(7)前各号のほか、個人情報の保護に関する法律に従い、乙及びFC本部が、甲の個人情報を取扱うこと。 |
| 第16条 | (乙の中止または解除権) | 第21条 (個人情報の開示、訂正、削除) |
| | 第1項 甲は、乙に対して乙が持つ甲の個人情報を開示するよう請求することができる。 | 第1項 甲は、乙に対して乙が持つ甲の個人情報を開示するよう請求することができる。 |
| | 第2項 前項の開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、甲は、乙に対して当該情報の訂正、追加または削除の請求ができる。 | 第2項 前項の開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、甲は、乙に対して当該情報の訂正、追加または削除の請求ができる。 |
| | 第3項 (宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申し出)甲は、乙に対して、乙及びFC本部による商品、サービスに関する情報の通知を中止するよう申し出ることができる。 | 第22条 (宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申し出)甲は、乙に対して、乙及びFC本部による商品、サービスに関する情報の通知を中止するよう申し出ることができる。 |
| | 第4項 (紛争の解決)この契約について紛争が生じたときは、当事者は乙の本店所在地又は工事物件所在地を仲裁する裁判所で紛争解決を図るものとする。 | 第23条 (紛争の解決)この契約及び約款に定めていない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めることとする。 |
| | 第5項 (補足)この契約及び約款に定めていない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めることとする。 | 以上この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。 |